

請願・陳情参考資料

平成30年6月15日

教育委員会

陳情

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県取組状況
30年-10 (30.6.7)	教育	教職員定数改善と義務教育 費国庫負担制度2分の1復 元をはかるための、201 9年度政府予算に係る意見 書採択について 鳥取県教職員組合 鳥取県高等学校教職員組合	国は次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実に向け、義務標準法を改正し、以下の項目について平成29年度からの10年間で段階的に基礎定数化しているところである。 ・通級による指導（対象児童生徒13人に1人の割合で措置） ・外国人児童生徒等指導（対象児童生徒18人に1人の割合で措置） ・初任者研修体制（対象教員6人に1人の割合で措置） ・指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 （当該加配定数41,000人のうち9,500人を基礎定数化） なお、本県では多様化・複雑化する教育諸課題へ迅速かつ的確に対応し、質の高い教育を一層推進するため、「少人数学級の充実」、「特別支援教育の充実」、「チーム学校体制の構築」に向けた定数改善・財政支援など、引き続き国への要望を行っているところである。 義務教育費国庫負担金の国庫負担割合については、平成17年11月の三位一体の改革に関する政府・与党合意により、義務教育制度の根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する方針のもと、2分の1から3分の1に引き下げられ、地方負担の増となる財源については、所得税から個人住民税へ税源移譲されている。